

仕様書

- 1 業務件名
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における納涼大会の臨時野外交店の設置及び経営
- 2 業務内容
野外交店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙が応募資格を有しないと判断されたとき。
- 5 丙の資格
丙は、公告に記載する応募資格を満たしていること。
- 6 国有財産使用料
 - (1) 丙は、野外交店の設置に係る面積19.44㎡（幅5.40m×奥行3.60m）に応じた国有財産使用料を乙が定める要領により支払うこと。
なお、今年度の金額については、別途通知する。
参考：令和5年度の使用料は、約530円（消費税込み）
 - (2) 国有財産使用料は、納入告知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を支払うこと。
 - (3) 天候不良等使用者の責に帰さない事情により当該行事が中止となった場合、使用許可を無効とし、使用料は徴収しない。
- 7 来場者のためのゴミ処理費用の負担について
 - (1) 来場者が捨てたごみを処理するための費用を負担すること。
なお、今年度の金額については、別途通知する。
参考 令和5年度は、食品販売約2,500円（消費税込み）、物品販売約1,100円（消費税込み）

(2) 業者が出したごみについては、各業者で持ち帰り処分すること。

8 保健所への食品営業届料について（季節営業許可申請）

食品営業のみの負担になります。

参考 令和5年度は、約750円

電気・水道等

電気・水道等の使用はできないため、必要な場合は丙による持ち込みとする。

9 業務期間

令和6年8月1日～8月31日（うち1日）17:00～20:30を予定
（予備日 営業日の翌日）

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において野外売店実施箇所を管理し、火災及び盗難、食中毒等の予防並びに適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他申し立てをしないものとする。

(3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令について、一切の責任を負わなければならない。（従事者が暴力団及び暴力団との関係が疑われる場合は、本業務に携わることを認めない。）

(4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(5) 丙は、自らの責任において店舗から出た廃棄物を持ち帰り処分すること。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告す

ること。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示並びに本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）及び利用者に関わる情報の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 駐屯地及び施設内においては、画像撮影及び録音を禁止する。
- (4) 野外交売店の維持管理に必要以外の施設等への立入りを禁止する。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除するときは、甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料の納付義務は免除されず、使用料は返還しないものとする。

17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 営業場所は、許可された場所でのみ実施するものとし、他施設への立入りや指示経路以外は通行しないものとする。
- (4) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うこと。
- (5) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後に販売すること。なお、提出期日までに所要の営業許可書が提出されない場合は、その品目は販売できないものとする。
- (6) 商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 撤収の時は野外交売店実施場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 売上金額を営業終了後に提出すること。
- (9) 販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲等に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (10) 使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。

- (11) 公告、募集要領、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により、甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (12) 甲等の指示に従わなかった場合、甲等が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合を含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (13) 当該行事を中止又は野外出店設置及び運営を中止する場合は、担当職員より丙へ連絡する。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

19 出店決定後に提出する書類

提出書類	提出期限	備考
テント内配置図	別途連絡します	
火気使用申請書	別途連絡します	
茨城県内での営業が許可された営業許可書の写し	別途連絡します	営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合。
当日業務に従事する者の名簿	別途連絡します	届出のない者が業務に携わること、届出のない車両が入門することはできない。
当日の現場責任者の携帯番号		
当日入門する車両の車種・車番		
細菌検査書	別途連絡します	食品販売業者のみ。 検査を実施していない者が業務に携わること はできない。